

各保育・教育施設設置者 様
施設長・園長 様

横浜市こども青少年局
保育・教育運営課長

バス送迎に当たっての安全管理に関する緊急調査について（依頼）

日頃より、横浜市の保育・教育行政に御理解・御協力いただきありがとうございます。

令和 4 年 9 月 5 日、静岡県牧之原市において、駐車中の送迎バス内で取り残された児童 1 名が死亡する事故を受けて、国からバス送迎の緊急調査の実施について依頼がありました。

先日、横浜市からの緊急アンケートに回答いただいたばかりではありますが、児童の命を守るために、御協力をいただきますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【対象】

- ・認可保育所
- ・認定こども園（幼稚園型・幼保連携型）
- ・横浜保育室
- ・認可外保育施設

【回答期間】

令和 4 年 9 月 15 日（木）～ 令和 4 年 9 月 24 日（土）

【回答方法】

下記電子申請システムに、メールに添付したエクセルをアップロードしてください。

※エクセルのファイル名は施設名にしてください。

※シート①(施設回答用)のみ回答してください。

【補足】

- ・「送迎バス」には、在園時の登園・降園のために運行するものであれば、バス以外の自動車（ワゴン、軽自動車等）も含まれます。
- ・バス等による登園・降園を行っている園のみが対象となり、遠足等の園外活動に行く際にバス等を日常的に使用していたとしても、バス等による登園・降園を行っていない園は対象外です。
- ・設問 5 の①における「事故に至らず」の定義は、幅広く捉えていただき、車内で子どもの確認漏れがあった経験があれば、「1（ある）」と回答してください。
- ・企業主導型保育施設は、横浜市及び公益財団法人児童育成協会の両方にご回答ください。

裏面あり

【URL】

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/0adcbcac-cb67-4855-a270-4375bd4bcfa1/start>



担当 保育・教育運営課 運営・指導係

野村・泊ヶ山

電話 045-671-3564

FAX 045-664-5479